



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*1 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (総務学事課)

○ 告示

- 96 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 97 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (障害福祉課)
- 98 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 99 漁港漁場整備法による特定漁港施設の運営の事業認定申請 (港湾空港振興課)
- 100 浦神港臨港地区の指定 (")

○ 公告

- 和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)
- 和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者の指定 (")
- 和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の指定管理者の指定 (")

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

| | |
|---|--------------------------------------|
| 求める開示の実施の方法 (希望する方法の □内に✓印を記入 してください。) | 1 文書、図画又 2 フィルム又は □閲覧 □写しの交 |
|---|--------------------------------------|

は写真の場合 □閲覧 □写しの交付

電磁的記録の場合

□聴取 □視聴

付 (□複写機により用紙に複写したもの
□その他(

| | |
|---|--|
| 求める開示の実施の方法 (希望する方法の □内に✓印を記入 してください。) | 1 文書、図画又は写真の場合 2 フィルム又は電磁的記録 □閲覧 □聴取 □写しの交付 (□複 □そ |
|---|--|

合 □閲覧 □写しの交付
の場合
□視聴
写機により用紙に複写したもの
の他() に、「下
□する(送付方法))
□しない

さい」を「ください」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「注」を「注 個人情報開示の窓口で受ける場合は、以下のことに注意してください。」に、「下さい」を「ください」に改める。

別記第12号様式及び別記第18号様式中「下さい」を「ください」に改める。

別記第24号様式中

| |
|--|
| 1 文書、図画又は写真の場合 2 フィルム又は電磁的記録の場合 □写しの交付 (□複写機 □その他 |
|--|

□写しの交付
合
により用紙を複写したもの
() を

1
2
3

文書、図画又は写真の場合 □写しの交付
フィルム又は電磁的記録の場合
□写しの交付 (□複写機により用紙に複写したもの
□その他()
写しの送付を希望する。 □する(送付方法
□しない

に、「下さい」を「ください」に改
めらる。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|--------------------------|--------|-------------|--------------------------|------------|
| 3030100154 | 和歌山圏域障害児者相談・生活サポートセンターりん | 事業所の名称 | 和歌山県立有功ヶ丘学園 | 和歌山圏域障害児者相談・生活サポートセンターりん | 平成19.4.1 |
| 3030100154 | 和歌山圏域障害児者相談・生活サポートセンターりん | 事業所の住所 | 和歌山市園部381-2 | 和歌山市梶取21-8 | 平成20.12.26 |

和歌山県告示第98号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者所名氏 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------------------------------|---|-----------|--------------|---------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3020 | 岩出市畑毛字堺溝24番1の一部、30番1の一部、31番1の一部 | 紀の川市中井阪209番地の5タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治 | 平成21.1.13 | 6.00 8.00 | 60.54 4.00 |

和歌山県告示第99号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第1項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出があったので、同条第3項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部において、告示の日から起算して1週間公衆の縦覧に供する。

なお、この特定漁港施設の運営の事業認定に関し当該漁港の適正な運営の確保の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、漁港管理者に意見書を提出する

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|--------------|------------|-----------|
| 田薬50-20 | 調剤薬局花みかんはるる店 | 田辺市下屋敷15-9 | 平成21.1.1 |

和歌山県告示第97号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

ことができる。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請者の氏名又は名称
徳島県徳島市不動東町3丁目902番地の2
岸化学工業 代表者 岸小三郎
- 特定漁港施設の運営の事業の名称
田辺漁港江川地区衛生管理高度化事業
- 特定漁港施設の運営の事業の内容
田辺漁港で水揚げされた漁獲物（水産物加工残渣等）と周辺漁港等の漁獲物（水産物加工残渣等）を集約し、漁港内に適地を確保することで、漁獲物（水産物加工残渣等）の早期収集や正常変化を抑制する加工を速やかに行うなど、鮮度を保持した状態でその物をレンダーリング処理場に出荷することができる。その結果、より優良なリサイクル製品（魚油、魚粉等）に加工が可能となる。
また、これらにより、田辺漁港はもとより周辺地域漁港等の衛生面の向上を図り衛生管理の高度化に資する。
- 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造

| 特定漁港施設名 | 規 模 | 構 造 |
|-----------|---------|----------------|
| 水産物冷凍加工施設 | 432.35㎡ | 鉄筋コンクリート造り2階建て |

| | | |
|--------|-----------|--------|
| 加工処理施設 | 543.58㎡ | 鉄骨平屋建て |
| 施設用地 | 1,260.13㎡ | |

5 貸付期間及び利用形態

(1) 貸付期間

平成21年2月1日から平成31年3月31日まで

(2) 利用形態

基本的には、貸付けを受ける施設の現状を変更することなく使用する。ただし、経年劣化及び塩害等により腐蝕し、施設の利使用上、安全が確保できない箇所は、貸付けを受けた後、借受人において修繕する。

6 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は、昭和2年の創業以来、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬並びに中間処理等を主として事業活動を行っている。

その事業活動のひとつに、水産物加工残渣を収集し、中間処理場においてレンドリング処理を行うことにより、魚油及び魚粉にリサイクルし、最終的には有機肥料、配合飼料及び魚油等の製品とする完全リサイクルを行っている。

これら中間処理場におけるレンドリング処理を行うリサイクル工程には、漁獲物を加工した残渣が必要不可欠であり、加工を行うにあたっては、当該水産加工残渣の鮮度保持が大きなポイントとなる。

水産加工残渣の鮮度を確保するためには、漁獲物が水揚げされ、かつ周辺に水産加工場が多く存する漁港により近い場所が適地であり、鮮度の保持を的確に行うことにより優良な製品にリサイクルすることが可能となる。

また、田辺漁港の主要な漁法である巻き網による漁獲物のうち、流通に乗らずに廃棄していた漁獲物についても、本リサイクル工程に組することにより有価物として収集することとなる。

上記のとおり、当社において田辺漁港内に存する水産物冷凍加工施設の貸付けを受けることにより、田辺漁港周辺の水産加工業者等から一定期間内の残渣を早期に収集し、当該施設内に設置の冷蔵及び冷凍施設に保管することにより正常変化を抑制する加工を行い、腐敗臭及び腐敗臭を伴う水分の発生を抑え、また全ての作業を施設内で行うことにより周辺及び背後居住地に臭気を流出することを防ぐことができるとともに、鳥獣等を駆逐することもできるなど、衛生面の向上を図ることができる。

和歌山県告示第100号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、次のとおり臨港地区の区域を定めることとしたので、

同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山県東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町建設課において、告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

浦神港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称

浦神港臨港地区

2 区域

東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部及び地先公有水面であって別図に示す区域（別図は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置く。）

公 告

公 告

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）第17条の規定により、和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定の対象施設 和歌浦漁港指定漁港施設（物揚場、棧橋、船揚場、岸壁、泊地、道路、漁港施設用地、漁港環境整備施設、駐車場）

2 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦

和歌山県和歌山市新和歌浦5番23号

3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第10条の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定の対象施設

（区域）陸域面積 19,105㎡ 水域面積 28,355㎡

（建物等）鉄骨造 一部2階建 延床面積 317.66㎡

鉄骨造 2階建 延床面積 328.00㎡

鉄骨造 2階建 延床面積 642.97㎡

2 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

和歌山県和歌山市毛見981番地 南野マンション102号

3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第10条の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定の対象施設

（区域）陸域面積 21,418㎡ 水域面積 43,598㎡

（建物等）鉄骨造 2階建 延床面積 890.91㎡

2 指定管理者 株式会社マリンルームオオタ

和歌山県和歌山市太田485番地

3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで